

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教実 習技	移動式クレーン運転士（つり上げ荷重5t以上）				7~12 (月~土)				11~16 (月~土)				14~19 (月~土)	
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t以上）		12~16 (月~金)	17~21 (月~金)	7~11 (月~金)	5~9 (月~金)	17~21 (火~土)	6~10 (月~金)	11~15 (月~金)	8~12 (月~金)	6~10 (月~金)	17~21 (月~金)	14~18 (月~金)	7~11 (月~金)
技 能	車両系建設機械（解体用）運転 （機体質量3t以上）			6 (木)		19 (月)		13 (月)			1 (水)			2 (水)
	不整地運搬車運転 （最大積載量1t以上）			24~25 (月~火)			26~27 (木~金)			18~19 (木~金)				2~3 (水~木)
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m以上）		22~23 (木~金)	13~14 (木~金)	17~18 (木~金)	20~21 (火~水)	11~12 (水~木)	16~17 (木~金)	28~29 (木~金)	29~30 (月~火)	23~24 (木~金)	27~28 (木~金)	2/28~3/1 (月~火)	28~29 (月~火)
講習	小型移動式クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）	※松本会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習（計5日間）の日程の初日から3日間となります。												
習	フォークリフト運転 （最大荷重1t以上）		17~18→24~25 (土・日・土・日)	25~28 (火~金)	14~17 (月~木)	3~4→10~11 (土・日・土・日)	23~26 (月~木)	4~5→11~12 (土・日・土・日)	25~28 (月~木)	13~14→20~21 (土・日・土・日)	20~23 (月~木)	24~27 (月~木)	7~10 (月~木)	5~6→12~13 (土・日・土・日)
			19~22 (月~木)		6/28~7/1 (月~木)	26~29 (月~木)		21~24 (火~金)		22~25 (月~木)				22~25 (火~金)
	ショベルローダー等運転 （最大荷重1t以上）			10~13 (月~木)							15~18 (月~木)			
セッ ト講 習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）+ 玉掛け（つり上げ荷重1t以上） セット講習		5~9 (月~金)		5/31~6/4 (月~金)			8/30~9/3 (月~金)	18~22 (月~金)		13~17 (月~金)		21~25 (月~金)	
	玉掛け（つり上げ荷重1t以上）+ クレーン運転特別教育（つり上げ荷重5t未満） セット講習		26~30 (月~金)			12~16 (月~金)		9/27~10/1 (月~金)				5~7・11~12 (水~金・火~水)		
特 別 教 育	クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）		15~16 (木~金)	20~21 (木~金)	22~23 (火~水)		20~21 (金~土)	9~10 (木~金)		11~12 (木~金)	9~10 (木~金)		3~4 (木~金)	3~4 (木~金)
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t未満）			11~12 (火~水)			9~10 (月~火)		6~7 (水~木)		2~3 (木~金)			17~18 (木~金)
	ローラー運転 （無制限）		26~27 (月~火)					14~15 (火~水)					1/31~2/1 (月~火)	
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m未満）				28~29 (月~火)					4~5 (木~金)				30~31 (水~木)
	フォークリフト運転 （最大荷重1t未満）					1~2 (木~金)				1~2 (月~火)				
	巻上げ機（ウインチ）								4~5 (月~火)					14~15 (月~火)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		14 (水)		24 (木)		19 (木)		4 (月)		8 (水)		2 (水)	
安衛 教	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育				25 (金)					26 (金)				
	はい作業従事者安全教育							24 (金)						

※月別計画講習の他にも1講習10名程度の受講者より特別教育や出張講習も実施可能ですのでお気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部を負担して頂くことになります。